

日本年金機構中期計画及び平成25年度計画（案）【年金記録問題対応部分抜粋】

<p>日本年金機構中期計画 (平成22年1月27日 厚生労働大臣認可)</p>	<p>平成25年度計画(案)</p>
<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>○ 年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。</p> <p>(1) 年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明 ・各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態解明を進める。</p> <p>(2) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 ・未統合記録については、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業を引き続き実施することにより、解明・統合を進める。</p> <p>(3) 受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携 ・受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。 ・特に、名寄せ特別便については、「訂正なし」と回答のあった方及び未回答の方のうち、結び付く可能性が高い記録について、フォローアップを確実に行う。 ・その際、市区町村が保有する電話番号や住所等の情報提供及び電話又は訪問による記録の確認調査の実施などに協力いただくことにより、年金記録の確認の促進を図る。</p> <p>(4) 年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ ・平成22年度前半に年金記録情報総合管理・照合システムを構築し、当該システム</p>	<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>年金記録問題の解決に向け、以下の取組を進める。特に「気になる年金記録、再確認キャンペーン」(後述)の周知、広報を進めるとともに、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ及び厚生年金基金記録との突合せについて、重点的に処理を進める。</p> <p>(1) 年金記録問題に関する未解明事案について、引き続き未統合記録等の分析を行うなど、実態の解明作業を進める。</p> <p>(2) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 ・紙台帳検索システムを活用した持ち主検索の結果、ご本人と思われる方へのお知らせを送付し、未統合記録の確認作業を進める。 ・「ねんきん定期便」等の回答に係る記録確認作業を進める。 ・「ねんきん特別便」・各種解明作業に係る「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の未送達者のうち住基ネットとの突合せにより住所の確認ができた者に再送付したものの回答に係る記録確認作業を進める。</p> <p>(3) 受給者・加入者への年金記録の確認作業 ・加入者の年金記録について、「ねんきん定期便」による確認作業のほか、「ねんきん特別便」「黄色便」等の未送達者に対する再送付分の回答に係る確認作業を行う。 ・受給者及び待機者に対して、「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキーのお知らせ」を送付し、「ねんきんネット」の利用を促すと同時に「気になる年金記録、再確認キャンペーン」(後述)で年金記録確認の呼びかけを行う。</p> <p>(4) 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ ・紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについて、25年度を目途に被保険者を含めた</p>

を用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施する。

(5) 年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備

・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備する。

(6) 標準報酬等の遡及訂正事案についての実態説明・迅速な記録回復

・受給者・加入者にご自身の年金記録を確認していただいた上で、一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を行うことにより、被害の救済を速やかに進める。

(7) ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供

・被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を実施する。
・自分の年金記録(年金見込額及び保険料納付額を含む)を常に確認可能とする仕組みを構築する。

突合せ作業を終了し、該当者へのお知らせ通知の送付を進める。

・紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業の結果、ご本人と思われる方へのお知らせ通知の送付を25年度を目途に進める。

(5) 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の実施

・年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方を対象に、年金事務所への申し出等により記録の確認を行う「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を進める。

・受給者や待機者、加入者全員に対して、ねんきん定期便等を活用して個別にお知らせを送付するなど年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼びかけを実施する。

・生活にお困りの高齢者に対して、市区町村の協力を得て、福祉担当の相談窓口において、個別に年金記録の発見支援を行うとともに、高齢者のケアに日常携わる方々にキャンペーンを周知し、サポートが必要な高齢者への記録の確認の呼びかけを行う。

・「ねんきんネット」で、持ち主不明の年金記録を氏名や生年月日等で検索できる機能を活用していただくため、ホームページやYouTube等で周知を図る。

(6) 年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備

・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め本部への送付期間を合わせて3か月程度での処理を維持する。

(7) 年金事務所段階での記録回復の促進等

・標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復基準(21年12月)をはじめとした各種回復基準等に基づき、記録回復を進める。

(8) ねんきん定期便やねんきんネット等による情報の提供

① ねんきん定期便の送付

・ねんきん定期便について、確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢(35歳、45歳、58歳)のうち、58歳が59歳に変更されたことに伴い、平成25年度においては、35歳、45歳の方については、従来どおり封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知する(59歳の方については、前年度に封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知しているため、平成25年度

は、はがきでお送りする)。

②ねんきんネットの充実

・「ねんきんネット」のユーザID取得促進を図るため、ユーザIDが即時に発行できる「アクセスキー」について、加入者に送付している「ねんきん定期便」や年金受給者に送付する「年金記録確認のお願い」などで送付することに加え、年金事務所の相談窓口等でも積極的に交付を行う。

・加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにするとともに、受給者向けの見込額試算の開始や、利用者が多く若者に身近なスマートフォン等のモバイル機器にも対応できるようにするなど、お客様サービスの充実を図る。

(9)厚生年金基金記録との突合せ

・厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査(国の紙台帳等に基づく審査)について処理を進めるとともに、第2次審査(第1次審査結果を踏まえ厚生年金基金等から提出された資料に基づく審査)について、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年度中を目途に必要な記録訂正を進める。

(10)基礎年金番号の正確性の確保

①既に発生している重複付番の解消

・定期的(4ヶ月毎)に、氏名、性別、生年月日、住所等が一致する者を抽出し、確認のうえ未処理分を含め重複付番の解消を進める。

・氏名、性別及び生年月日が一致する重複付番の疑いがあると考えられる基礎年金番号について、25年度中を目途に照会票をお送りし、基礎年金番号の重複の解消を進める。

②新規発生の防止

・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、氏名、性別、生年月日、住所等の確認の徹底や、基礎年金番号有無の調査の改善を図り、重複付番の発生を防止する。

・基礎年金番号が未記載の資格取得届について、事業主による本人確認が行われるまで処理を保留するなど、本人確認を徹底するとともに、25年4月から、氏名、性別及び生年月日が一致する基礎年金番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理を実施する。

③その他の取組

・住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対

<p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>	<p>する適用を図ることにより、未加入者への基礎年金番号の付番を進める。</p> <ul style="list-style-type: none">・死亡情報が未収録となっている基礎年金番号について、調査・検討のうえ死亡情報の収録を進める。・外国人の方についても、平成25年7月を目途に、重複付番の発生を防止するために必要なシステムの改善を進める。・平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなった方の共済記録の基礎年金番号への統合を進める。 <p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>
-----------------------------------	--